

# 国民健康保険税率・限度額を変更 資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)へ

## 平成23年度の国保税率表 ( )内は平成22年度分

から の合計額が1年間の国保税額となります。  
賦課限度額を超えて課税することはありません。

		医療給付費分 対象:全加入者	後期高齢者 年金分 対象:全加入者	介護納付金分 対象:40歳以上 65歳未満
所得割額	被保険者の平成22年中の基準総所得金額に対し	6.64% (6.20%)	2.62% (2.40%)	2.10% (1.92%)
資産割額	被保険者の本年度の固定資産税額(土地・家屋にかかる税額)に対し	廃止 (7.70%)	廃止 (2.70%)	廃止 (2.90%)
均等割額	被保険者1人ごとに	26,600円 (25,000円)	9,900円 (8,300円)	10,200円 (9,400円)
平等割額	1世帯ごとに	特定世帯以外の世帯	7,600円 (6,600円)	6,000円 (5,300円)
		特定世帯	3,800円 (3,300円)	
賦課限度額		510,000円 (500,000円)	140,000円 (130,000円)	120,000円 (100,000円)

特定世帯とは、国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国保被保険者が1人だけになる世帯のことです。後期高齢者医療制度に移られてから5年間に限り、介護納付金分を除いて、平等割額が半額になります。申請の必要はありません。

### 【資産割廃止の主な理由】

利益を生まない居住用等の資産にも課税されていた。資産割は、固定資産税と重複課税であるとの捉え方が強かった。所得が無い人でも資産割は課税されるため、低所得者層には負担となっていた。後期高齢者医療制度では資産割課税を採用していない。資産割廃止分と医療費等の増加分を所得割・均等割・平等割に配分し、税率を見直しているため、所得や加

国民健康保険(国保)では、高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費が年々増加し、財政運営が大変厳しい状況になっていきます。医療費等の増加に対し、今後も国保運営を維持していくため、資産割を廃止することで税負担の公平性を保持しつつ、被保険者の急激な負担増とならないように配慮して、税率および賦課限度額を変更しました。

# 国民健康保険加入者で、入院時に 高額な医療費を支払われている方へ

国民健康保険に加入されている20歳未満の被保険者の方が、入院時に医療機関で1か月に支払われた一部負担金(規定の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を、市が医療機関に支払い、みなさまは自己負担限度額で済む制度)があります。(国保税の滞納がない世帯に限ります)

### 限度額適用認定証等の交付には申請が必要です

入院時の自己負担限度額の適用を受けようとする方には、申請により、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯

は「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を交付します。(医療機関へ認定証を提示することで、この制度が適用されます) この制度の利用を希望される方、またはすでに利用されている方で、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請をしてください。(限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日で、自動更新されません)

認定証は、申請月の初日から有効となります。(後日郵送します) 申請窓口 保険・医療課(滝野庁舎) または各庁舎窓口センター 必要書類 国民健康保険被保険者証、印鑑 20歳以上の方で、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者には、個別にお知らせしています。

入者数に変更がなくても税額が増えることとなります。問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43・0397 制度について 市民安全全部保険・医療課 (滝野庁舎) ☎48・3002

### 問い合わせ

市民安全全部保険・医療課 (滝野庁舎) ☎48・3002